

東北支部 講演会等における旅費規程

(平成22年5月28日 一部改正 第2条, 第4条, 第6条)

(平成24年6月6日 一部改正 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条)

(平成26年12月19日 一部改正 第5条, 第6条)

(総則)

第1条 東北支部にて講演会等を実施するにあたり講師への旅費として交通費および宿泊費の実費を支払うものとする。

第2条 主催者から事前に経路・交通費・宿泊費を申告するものとし、庶務幹事、会計幹事が妥当と認めたものに関して支払う。

(支払い原則)

第3条 原則として領収書に基づき実費を支払う。

(旅費の算定)

第4条 交通費は原則として実施会場の最寄り駅と講師勤務先の最寄り駅間の往復に要する運賃とし、時間的・経済的に合理的な公共交通手段とする。

第5条 宿泊費は、時間的・経済的にやむを得ない場合に限り1万円以下／泊の範囲内で支払う。

(その他)

第6条 本規定は平成26年12月19日より実施する。